

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

(第三種郵便物認可)

鳥取県公報

昭和47年4月1日 土曜日

◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第三項中「三十円」を「百円」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改める。

第三十二条第一項第三号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第三十二条の三中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等

掛金控除額」に改める。

第五十八条の二第一項中「（以下本条において「確定申告書」という。）」を削り、「提出した場合」を「提出し、又は県民税につき法第四十五条の二第一項の申告書を提出した場合」に、「当該確定申告書」を「当該申告書」に改め、同条第二項中「当該確定申告書」を「当該申告書」に改め、同条第三項中「確定申告書」を「同項に規定する申告書」に、「当該確定申告書」を「当該申告書」に改める。

第六十八条の十四を第六十八条の十六とし、第六十八条の十三の次に次の二条を加える。

（市街化区域農地を譲渡した者の土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告）

第六十八条の十四 法附則第十一条の二第一項の規定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を第六十四条の規定による申告をする際にあわせて知事に提出しなければならない。

一 取得した土地の所在地及び面積

二 土地を取得した年月日

三 譲渡した市街化区域農地の所在地及び面積

四 市街化区域農地を譲渡した年月日

（市街化区域農地を譲渡した者の土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請）

第六十八条の十五 法附則第十一条の二第二項において準用する法第七十

三条の二十五の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、法附則第十一条の二第一項に規定する譲渡をすること

を証明するにたる書類を添附して、第六十四条の規定による申告をする
際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

一 取得した土地の所在地及び面積

二 土地を取得した年月日

三 市街化区域農地を譲渡する予定年月日

2 第六十八条第二項及び第六十八条の二の規定は、法附則第十一条の二

第二項の規定による不動産取得税の徴収猶予の取消し及び還付について
準用する。

第七十七条中「課税標準として」の下に「、又は利用の日ごとに定額に
よつて」を加える。

第七十八条の二を削る。

第七十九条第一項を次のように改める。

第七十七条第一号及び第六号に掲げる施設（これらに類する施設を含
む。）の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率は、利用料金の百分
の十とする。

第七十九条第三項中「前条第一項の規定によつて」を「ゴルフ場（これ
に類する施設を含む。）の利用に対して」に改め、同条第四項中「前条第
二項の規定によつて」を「ゴルフ練習場の利用に対して」に改める。

第八十四条第一項第二号を次のように改める。

二 第七十八条第二項及び第五項に規定する場合

第八十四条第一項に次の一号を加える。

三 第七十七条第二号に掲げる施設（これに類する施設を含む。）を利
用する場合

第一百零三条第三号を次のように改める。

三
バス

一般乗合用のもの

乗車定員が三十人以下のもの 年額 一万一千五百円

乗車定員が三十人をこえ四十人以下のもの 年額 一万四千元

乗車定員が四十人をこえ五十人以下のもの 年額 一万六千五百円

乗車定員が五十人をこえ六十人以下のもの 年額 一万九千元

乗車定員が六十人をこえ七十人以下のもの 年額 二万一千五百円

乗車定員が七十人をこえ八十人以下のもの 年額 二万四千五百円

乗車定員が八十人をこえるもの 年額 二万七千五百円

トレーラー 年額 一万八千元

その他 年額 二万 円

乗車定員が三十人以下のもの 年額 二万五千円

乗車定員が四十人をこえ五十人以下のもの 年額 三万 円

乗車定員が五十人をこえ六十人以下のもの 年額 三万五千円

乗車定員が六十人をこえ七十人以下のもの 年額 三万五千円

乗車定員が七十人をこえ八十人以下のもの
年額 四 万 円

乗車定員が八十人をこえるもの
年額 四万五千円

乗車定員が八十人をこえるもの
年額 五 万 円

乗車定員が八十人をこえるもの
年額 二万八千円

トレーラー

ただし、学校教育法第一条に規定する学校（国又は地方公共団体が設置するものを除く。）が所有し、かつ、もっぱらその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるものにあつては、当該額に、それぞれ三分の二を乗じた額とする。

第百十五条の次に次の一条を加える。

（自動車税の納付義務の免除）

第百十五条の二 第百九条第二項に規定する自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたときは、当該自動車に対して課する自動車税に係る徴収金に係る売主の納付の義務を免除するものとする。

2 前項の規定は、第百九条第二項に規定する自動車の売主から前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。

附則中第二十二項を削り、第二十三項を第二十二項とし、第二十四項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、附則第二十七項中「第二十九項」を「第二十八項」に改め、同項を附則第二十六項とし、附則第二十八項を附則第二十七項とし、附則第二十九項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を附則第二十八項とし、附則第三十項第一号中「第三十二項

」を「第三十一項」に改め、同項を附則第二十九項とし、附則第三十一項を附則第三十項とし、附則第三十二項中「第二十九項」を「第二十八項」に、「第三十項」を「第二十九項」に、「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を附則第三十一項とし、附則第三十三項を附則第三十二項とする。

(表 面)

※ 申告 領収証書 ② 県税 口座番号 松江公 番 加入者 県 税 務 所 第 号 (納付者) 年度	
(款) 法人県民税 税 額 千 百 十 万 千 百 十 円 延 滞 金 計	
法人県民税 税 額 延 滞 金 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 計	
法人 人事 業 税 延 滞 金 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 計	
税 計	
合 計	
納 期 限 年 月 日 事業 年 月 日 から (中間 (予定) 算 間) 年 月 日 まで 年度 年 月 日 から 年 月 日 まで	上記のとおり領収しました。
指定金融機関等又は、郵便局の領収日付印	

取め指金融機関等又は郵便局の領収日付印 取め指金融機関等又は郵便局の領収日付印 取め指金融機関等又は郵便局の領収日付印	取め指金融機関等又は郵便局の領収日付印 取め指金融機関等又は郵便局の領収日付印 取め指金融機関等又は郵便局の領収日付印
---	---

※ 申告 納付証書 ② 県税 口座番号 松江公 番 加入者 県 税 務 所 第 号 (納付者) 年度	
(款) 法人県民税 税 額 千 百 十 万 千 百 十 円 延 滞 金 計	
法人県民税 税 額 延 滞 金 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 計	
法人 人事 業 税 延 滞 金 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 計	
税 計	
合 計	
納 期 限 年 月 日 事業 年 月 日 から (中間 (予定) 算 間) 年 月 日 まで 年度 年 月 日 から 年 月 日 まで	払い込むべき場所 銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局
日 千 百 十 万 千 百 十 円 計 受付印 (領収) 日	

第一号様式その一を次のように改める。
 第一号様式その一

※ 申告欄に赤字定・中間・確定・修正等該当事項を記入すること。

(裏面)

申告領収済通知書

県税事務所

加入者

県税番号

松江公

年度

法人

延滞金

税額

計

延滞金

税額

延滞金

不申告加算金

重加算金

計

納期限

事業年度

上記のとおり領収しましたので通知します。

注意

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合において税額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント)の割合をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

1 納期前に提出した申告書に係る税額

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2 納期限後に提出した申告書に係る税額

納期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

3 修正申告に係る税額

申告書を提出した日(修正申告書をその提出期限前に提出した場合には、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

4 更正又は決定による不足税額

当該不足税額の納付期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(表 面)

領 収 証 書 ㊟		納 付 書 ㊟	
県税 口 番 号 第 号 年 度	松江公 加入者 (納付者)	松江公 加入者 (納付者)	県 税 事 務 所
(款) 県 税 (項) (目) 期 延 滞 金 額 十 万 千 百 十 円 計 納 期 限 年 月 日		(款) 県 税 (項) (目) 期 延 滞 金 額 十 万 千 百 十 円 計 納 期 限 年 月 日	
上記のとおり領収しました。			
指定金融機 関等又は郵 便局の領収 日付印		取りまとめ 取りまとめ 郵便局名	
指定金融機 関等又は郵 便局の領収 日付印		指定金融機 関等又は郵 便局の領収 日付印	
日 計 口 千 百 十 万 千 百 十 円		日 計 口 千 百 十 万 千 百 十 円	
受付(領収)日付印		受付(領収)日付印	

第一号様式之三を次のように改める。
第一号様式之三

備考 この様式は、不動産取得税、娯楽施設利用税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）、鉱区税、県が課する固定資産税並びに狩猟免許税及び入猟税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）について使用すること。

(裏面)

領収済通知書 ㊦

県税 番号	口座 番号	松江公 番入者	加入者	県税事務所
第 年度	(納付者)			
(款) 県税	(項)	(目)	期	
税額	十	万	千	百
延滞金				円
計				
納期限	年	月	日	

上記のとおり領収しましたので通知します。

(表 面)

月分	領 收 証 書 ㊟	加入者	松江公 番入者	県 税 事 務 所
県税 口番号				
第 号	(納付者)			
年度				
(款) 税	(項)	(目)		
県 税	額	百 十 万 千 百 十 円		
延 滞 金				
過少申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				
計				
納 期 限	年	月	日	

上記のとおり領収しました。

取り指し と金額 と名称 と名称	指定 と名称 と名称	指 定 機 関 又 は 郵 便 局 の 領 収 日 付 印

月分	納 付 (入) 書 ㊟	加入者	松江公 番入者	県 税 事 務 所
県税 口番号				
第 号	(納付者)			
年度				
(款) 税	(項)	(目)		
県 税	額	百 十 万 千 百 十 円		
延 滞 金				
過少申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				
計				
納 期 限	年	月	日	

払い込むべき場所
銀行 又は 近くの 銀行 店
若しくは郵便局

第二号様式を次のように改める。
第二号様式

日 計 千 百 十 万 千 百 十 円 日付印

(裏 面)

月分	領 收 済 通 知 書	②
県税 口座 番号	松江公 加入 番入 者	県 税 事 務 所
第 号	(納付者)	
年度		
県 (款) 税	(項)	(目)
税 額	百 十 万 千 百 十 円	
延 滞 金		
過少申告加算金		
不申告加算金		
重 加 算 金		
計		
納 期 限	年 月 日	

上記のとおり領収しましたので通知します。

注意

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合において税額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれ期間については年7.3パーセント)の割合をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

- 1 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの
期限後に申告納付又は申告納入する税額納
期限の翌日から1月を経過する日までの期
間
- 4 更正又は決定による不足税額
当該不足税額の納付期限までの期間又はそ
の納期限の翌日から1月を経過する日までの
期間
- 2 納税通知書により告知された税額に係るもの
納期限後に納付する税額
納期限の翌日から1月を経過する日までの期
間

第三号様式その一、第三号様式その二、第三号様式その三、第三号様式その四及び第三号様式その五中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第十二号様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第十三号様式及び第十三号の二様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第十四号様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第十六号様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第二十一号様式及び第二十二号様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第二十三号様式及び第二十三号の二様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第二十四号様式、第二十四号の二様式、第二十四号の三様式、第二十五号様式及び第二十五号の二様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第三十号の二様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第三十二号様式、第三十二号の二様式、第三十二号の三様式、第三十二号の四様式及び第三十三号様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第三十四号様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改め、第三十五号様式、第三十六号様式及び第三十六号の二様式中「郵便通寄附印」を「郵便」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和四十七年度分の個人の県民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

3 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十八年度分の個

人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(娯楽施設利用税に関する規定の適用)

5 新条例の規定中娯楽施設利用税に関する部分は、この条例の施行の日以後における施設の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前における施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

6 新条例の規定中自動車税に関する部分は、昭和四十七年度分の自動車税から適用し、昭和四十六年度までの自動車税については、なお従前の例による。